

下記の業務委託について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和7年6月6日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 入札執行者

静岡県環境放射線監視センター所長 若松 雄二

2 入札に付する事項

(1) 入札番号

第12号

(2) 業務名

令和7年度 緊急時用高線量計更新業務委託

(3) 業務場所

静岡県環境放射線監視センターほか

(4) 業務概要

静岡県環境放射線監視センターが所有する緊急時用高線量計の更新業務を行う。

(5) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「32 計測測定機械器具」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(3) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

(4) 空間放射線量測定器（測定データの収集等を行うテレメータシステムに接続されているものに限る。）の国、道府県への導入や更新の業務を過去に受注した実績を有すること。

(5) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力

団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び3の(2)並びに(4)に掲げる事項を証明する書類を令和7年6月18日(水)午後5時までに入札説明書の配布場所に提出しなければならない。

ただし、受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

5 入札説明書等の配布場所及び配布期間

(1) 配布場所

静岡県牧之原市坂口3520-17 静岡県環境放射線監視センター 電話0548-29-1111

(2) 配布期間

公告の日から令和7年6月18日(水)まで

ただし、受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

6 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和7年6月26日(木)午後2時00分

ただし、郵送による入札については、令和7年6月26日(木)午前10時必着とする。(書留郵便に限る。)

(2) 入札執行場所

静岡県牧之原市坂口3520-17 静岡県環境放射線監視センター 1階緊急時対策室

(3) 郵送による場合の入札書の提出先

上記入札執行場所と同じ。

(4) 入札方法

総価による。電送による入札は認めない。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札保証金及び契約保証金

免除

(7) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 静岡県財務規則第44条の規定に該当する入札書

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 労働関係法令等遵守の誓約書の作成の要否

要

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

(2) 照会窓口は、静岡県環境放射線監視センター（電話番号0548-29-1111）とする。